



## 令和2年度国民健康保険税納税通知書(第3～第10期本算定)を発送します

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)。

今回送付するものは、前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。

### 国民健康保険税の限度額が変わります

国民健康保険税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分(40歳～64歳)の3区分からなります。令和2年度より、医療分の限度額を61万円から63万円に、介護分の限度額を16万円から17万円に引き上げます。なお、後期高齢者支援金分の限度額については19万円に変更ありません。

### 特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

**持ち物** 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

### 減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響など特別な事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。詳しくは問い合わせ先までご相談ください。

**持ち物** 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)

### 非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

**持ち物** 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)、雇用保険受給資格者証、個人番号が分かるもの

### 便利・確実・安全な口座振替をご利用ください

口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。

### 国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険は、加入者の万一のけがや病気に備え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めない、納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすこととなりますので、期限内の納付にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となることがありますのでご注意ください。



## 高齢受給者証をお持ちの方へ

70歳～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときは必ず被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

なお、自己負担割合は、令和2年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、問い合わせ先へ返却してください。

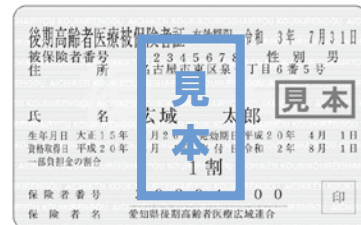
愛知県国民健康保険高齢受給者証	
有効期限	年月日
交付年月日	年月日
記号番号	
世帯主	4愛知県津島市
住所	見本
氏名	
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	年月日
保険者番号並びに交付者の名称及び印	*230094 津島市
	電話番号<0567>24-1111

## ✓ 後期高齢者医療被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から使用できる被保険者証は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で発送します。転送不要郵便のため、転送の手続きを取られている場合は、お届けできないためご注意ください。

被保険者証の色は、青色からオレンジ色にかわります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。



## ✓ 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予

保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関でお支払いください。**特別な事由(新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少する等)に該当する被保険者で一定の基準を満たす方は、申請により後期高齢者医療保険料が減免や徴収猶予されます。**

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

## ✓ 後期高齢者医療コールセンターの開設について

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンターを開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合等については、コールセンターへお問い合わせください。

開設期間 7月13日(月)～8月31日(月)  
(土・日曜日、祝日も開設)

時間 午前8時45分～午後5時15分

問合 ☎0570-011558(利用には通信料がかかります)

## ✓ 国民健康保険制度および後期高齢者医療保険制度における傷病手当金について

給与等の支払いを受けている被保険者が、療養のため4日以上労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したときまたは新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る)は、申請により傷病手当金が支給されます。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

## ✓ 年金生活者支援給付金制度

問合 保険年金課医療・年金G  
☎24-1114  
中村年金事務所  
☎052-453-7200

令和元年10月1日から、年金生活者支援給付金制度がはじまりました。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 対象

※要件をすべて満たしている必要があります。

#### 老齢基礎年金を受給している方

- ・65歳以上である
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

#### 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約462万円以下である

世帯構成に変更があり、世帯全員の市町村民税が非課税等となり支給要件に該当した場合には、年金生活者支援給付金を請求することができます。

請求書を受け付けた翌月からの支給となりますので、お早めに問い合わせ先へ申し出てください。



# 国民年金保険料の免除制度 および猶予制度

問合 保険年金課医療・年金G  
☎24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（納付猶予は、本人と配偶者）の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

## 手続き

**免除周期** 毎年7月～翌年6月

**受付** 令和2年度分…7月から  
過去2年間遡及の場合…随時

**持ち物**

- 年金手帳
- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 平成30年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証(1年以上遡及の場合別途必要の場合有)

**その他**

- 災害などが理由の場合は、その事由発生の前月分からです。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能となりました。

**注意** 免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

## 免除の対象となる所得の目安

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円 +22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

## 保険料免除・保険料納付猶予制度

区分	月額 保険料	受給資 格期間	受け取る年金額の割合		追納期間
			平成21年4月以降	平成21年3月以前	
全額免除	0円	算 入 さ れ ま す	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
4分の3免除	4,140円		8分の5	6分の3	
半額免除	8,270円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	12,410円		8分の7	6分の5	
納付猶予 (50歳未満)	0円		0		

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

# 高齢介護課からの お知らせ

問合 高齢介護課介護保険G  
☎24-1117

## 介護保険負担限度額 認定証の更新

シヨートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費（滞在費）は、申請により利用者負担が軽減されます。負担限度額認定証（若草色）をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

現在負担限度額認定を受けている方には、6月下旬に更新申請書を送付しています。減額の適用開始は8月1日からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

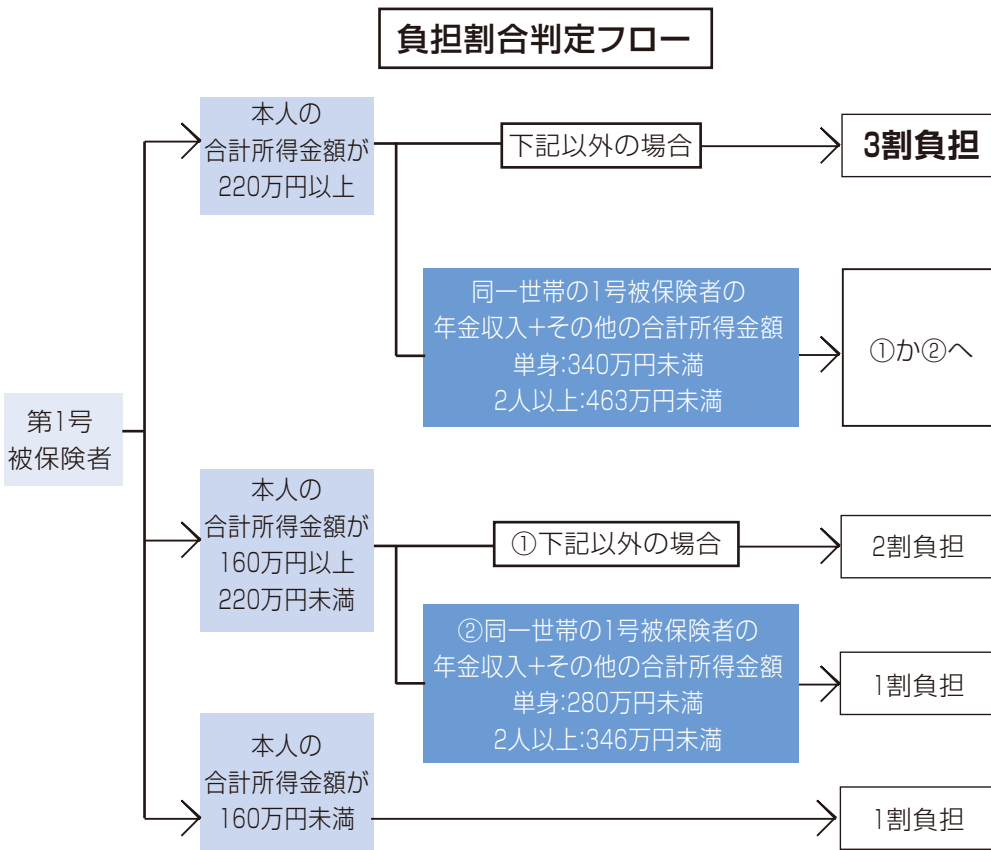
※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができません。

**受付** 7月1日(水)～8月31日(月)までに高齢介護課へ。

## 介護保険負担割合証の送付

現在、お持ちの負担割合証（さくら色）の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

## 負担割合判定フロー



※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

## 介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

### 平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

**今回の平準化により、介護保険料の金額が変わるものではありません。**

### 対象

特別徴収の方で、『仮徴収の額』と『本徴収の額』に大きな差が生じることが想定される方

※対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象なりません。

※この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。



# つしま夢まちづくり提案事業 補助金交付事業が決定

津島市のためにみなさんが考えたまちづくりの活動を応援する「つしま夢まちづくり提案事業」。本年度は11団体から事業の提案があり、そのうち下記の8事業に対し、補助金の交付が決定しました。

今後、令和3年3月までの期間に、各団体が事業を実施していく予定です。市政のひろばのイベント情報やホームページ、市民協働課フェイスブック「つしま丸カフェ」等にて事業をお知らせします。

なお、本年度は補助金総額に達するまで提案事業を募集しています。

問合せ 市民協働課地域コミュニティG ☎55-9298

提案団体名	事業名	提案概要
EASTERS(愛知県立津島東高等学校写真部OBOG会)	見つけよう! 新たな写真。 新たな自分。	津島市の魅力を発見するとともに、まちに関わる人や参加者同士の交流を図り、魅力の発信や再訪のきっかけを作ることを目的に、津島市をテーマとした写真撮影会を開催する。
一枝の草	「ヤギ」サロン	「ミニヤギ」とのふれあいができる間口の広いサロンを開催し、地域美化活動や多世代交流の促進を図る。
Mio designs	つしまの歌 プロジェクト	楽曲をコンテンツとし、津島市の魅力を発信するとともに、津島市民同士のコミュニケーション促進ツールとして活用できるよう「つしまの歌」を音源化し、津島のマスコットソングになることを目的に広く周知する。
音物語事務局	音物語 プロジェクト	豊かな心の成長を促進させ、家族や地域の繋がり、関わりをより良くすることにより地域共生社会の実現を目的に、演劇をコンテンツとし、障がいや心の成長をテーマとした舞台を開催する。
つしまサプライズのまちプロジェクトチーム	つしまサプライズのまち計画	「楽しい・嬉しいサプライズ」を津島市内各地で仕掛け、津島市の新たな名物に育てるとともに、これをきっかけにまち、事業所等の活性化を目的とし、津島市を「サプライズのまち」として定着させるため、情報のターミナルとなるホームページを作成する。
つしまいろIRO部	ルミエールセンター トンネルギャラリー 化事業	地域の方が身近に現代アートに触れ、交流や津島の文化に触れるきっかけを作ることを目的に、誰もが利用できるギャラリーを市民参加型により製作する。
子供新聞プロジェクト	子供新聞	多世代交流、また、子供と地域の事業所等の交流をきっかけに、津島市の未来を担う子供の郷土愛の醸成を図ることを目的に、子供新聞を作成し、津島市内に周知する。
縁側茶会	癒しと絆で 幸せ人生計画	地域の交流や繋がりを生み出す拠点を創出することを目的に、ワークショップ等を企画し、誰もが気軽に立ち寄れる集いの場を開設する。